

規制改革会議 生活・環境TF

日 時：平成 19 年 11 月 15 日（木） 13:00～13:30

場 所：永田町合同庁舎 2 階 中会議室

議 事：環境省ヒアリング（排出量取引にかかる環境整備について）

出席者

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課：

市場メカニズム室 室長

高橋 康夫氏

室長補佐

二宮 康司氏

規制改革会議：本田主査

○本田主査 今日は、お忙しいところをお時間いただきまして、ありがとうございます。規制改革会議では、環境は来年のサミットに向けて非常に大事な局面を迎えていると思っております。民でも非常に関心が高まってきておりまして、いろいろな御意見が、「あじさい・もみじ月間」といった規制改革要望受付活動を通じまして私どもの方に上がってきております。その中の一つの、民間でいうところの排出権取引、環境省でいうところの排出量取引の環境の整備について、御省に質問をさせていただきたく存じます。

現在のところ、日本では、キャップがない中でトレードが行われている状態です。昨日、企業会計基準委員会からもヒアリングさせていただきましたが、会計指針に“当面の”という但し書きがついております。当面というのは何なのだろうといろいろ聞いていきましたら、キャップが入ったら変わるかもしれないけれども、トレードだけならこの方針だというのが、当面だということがわかりました。民間の大手事業法人はもとより、購入者も、金融機関も当面の意味や事情を理解していません。おっかなびっくり会計・税務処理が行われているという状態です。こういった現状をどう把握をなさっていて、何が問題点とお考えかをお伺いをできればと思っております。

1 時間お時間をちょうだいしておりますので、最初に 30 分ほど御説明いただいてから、意見交換をお願いしたいと思っております。

○高橋室長 わかりました。今日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。環境省の地球温暖化対策課に 7 月に新しく温暖化対策課の中に市場メカニズム室という部屋ができて、私はそこの室長をしております高橋と申します。それから、本件を担当しています二宮でございます。

まず最初に、いただいた質問事項を踏まえて少しお話をしたいと思いますけれども、私

どもが取り組んでいるところの概略も少しお話しさせていただきます。

私どものところは、基本的には大きく2つのことをやっております、1つは、まさに京都議定書の約束、6%削減を達成するための取組みの中で、一義的には国内での削減が最も重要なわけですけれども、それを補足する意味で、いわゆる京都メカニズムというのが活用できるということで、CDMを初めとする京都メカニズムの活用について、私どもの方で担当しております、その中で今日の議題にありますクレジットの移転管理等が出てくるということがございます。

もう一つは、先ほどキャップのお話が出ましたけれども、確かに我が国ではまだキャップ・アンド・トレードはございませんけれども、これは環境税と並んで、温暖化対策の中での政策のオプションとしては位置づけられている。その有効性なり、経済への影響等、幅広い観点から検討すべき課題ということになっているわけですけれども、国内排出量取引、いわゆるキャップ・アンド・トレードに関する総合的な検討の一環として、2年ほど前から自主参加型の排出量取引という事業を行っております。これはあくまでも自主的に参加された企業を対象にやっておりますけれども、これは一応、キャップ・アンド・トレードになっているということで、そういう事業を行う中で、今日の議題になっているような課題が出てきているということもございますので、その2つの面からお話をできればと思います。

最初の件でございますけれども、たまたま今日の日付で記者発表したものですから、資料をお持ちしたのですが、いわゆる国別登録簿システムの運用を開始するという発表でございます。京都議定書に基づく京都メカニズムの活用のために必須なものとして、国別登録簿というものがございます。これは、環境省と経済産業省が協力して設置運営をしているものでございます。この国別登録簿によりまして、京都議定書に基づくクレジットの保有とか移転、管理を行うということで、これは京都議定書の締約国の中で、いわゆる先進国ですね、数値目標を持っている国は必ずこれを設けなければいけないことになっています。

これについては既に今年の2月から運用していたんですけれども、今般、ITLという、UNFCCCという気候変動枠組条約事務局が管理をしているCDM登録簿という、CDMのクレジットを今、貯めているところなんですけれども、そこと接続される国際取引ログとの接続が完了しまして、今日から実際のクレジットが我が国の登録簿の方に移転が始まりました。

これまで、国別登録簿はあったんですけれども、企業の方が空の口座を持っているだけだったんです。今日から実際のクレジット、現物が移転されましたので、当面は国内で実際の現物の取引、口座を持っている企業の間でございますけれども、できるようになったということでございます。

年が開ければ国際的な移転も可能になるということで、このためには京都メカニズムの参加資格というのを関係国が取得しなければいけません、我が国の場合は、多分、世界

で最初だと思いますけれども、来年の1月初めから、この京都メカニズムの参加資格が獲得できます。ほかの国が獲得できれば、ほかの国とのやりとりも、この国別登録簿を使って、ITLを通してできるようになるということでございます。いずれにしても、本格的に京都クレジットの取引というものが進んでくるということで、この資料をお持ちいたしました。

この資料に参考資料が付いておりますけれども、ちょっと古いものなんです。18年1月のものですが、「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」という検討会の報告書がございます。

私どもでこの国別登録簿を法的に位置づけるに当たりまして、その論点を整理いたしました。それを踏まえて、地球温暖化対策推進法という法律の改正をいたしまして、この国別登録簿、そこにおける、いわゆるクレジットの管理についての必要な事項を定めてございます。この検討会では、クレジットの法的位置づけでありますとか、特にクレジットの取引をする際の安全の確保というような観点で必要な事項を規定してございます。

そういう中で、今日の論点でございますけれども、まさに京都メカニズムで得られるクレジット、私ども国の方も、昨年度からNEDOというところに委託をして、国としての買取り、これは京都議定書の目標の中で、全体の1.6%、5年間で1億トンに上るCO₂のクレジットを国が取得をするということになっておりまして、そのための取得の事業を昨年度から、これも経産省と環境省が協力をして実施をしてきているということで、国もNEDOを通してクレジットの買取りをやっています。既に約1,000万トンのクレジットを国としては買っております。

同時に、民間企業においても、特に経団連の自主行動計画の目標の達成のためというような観点で、足りない部分を京都クレジットで購入するというので、かなりの量のものをもう既にお買っておられまして、今後とも買われるということで、今、活発に行われているわけでございます。

そういう際についての会計・税務処理の問題というのが出てきているということでもありますけれども、私どもが聞いている範囲で申しますと、会計処理については、先ほどもお話のございました企業会計基準委員会がつくられております「排出量取引の会計処理に関する当面の扱い」、18年7月に改正されているものがございますけれども、これにおいて明文化されているということで、この京都クレジットの現時点における購入等については、この取扱いにおいて、完全ではないものの一定の基準が示されているということで、そこは一応、最低限のものはできているのではないかと理解でございます。

ただ、もう一つの、先ほど申しました自主参加型の排出量取引制度は、自主参加ではございますが、キャップ・アンド・トレードということで、現在、150社ほどが参加をされているんですけれども、ここについては、参加者に対しては排出枠が無償で割り当てられるということになりますので、取得原価ゼロの枠が割り当てられるということで、そこは京都メカニズムで買ってくるものとはちょっと違うわけでございます。

無償で割り当てられた枠を取引するという場合の会計処理については、必ずしも明確になっていないということで、将来、キャップ・アンド・トレードが入れば大きな問題になってくるわけです。現時点でも、この自主参加型についても、今年の夏の段階で参加企業30件近い取引が行われておりまして、金額にすると1億円ぐらいですかね、実際の取引が行われているということで、その辺の会計処理をどうするかということについては、今後、我々としても課題が出てくるのではないかというふうに思っているところでございます。

もう一つは、むしろ、より大きな問題として私どもとしては考えておりますのは税務上の問題でございまして、税務上の取扱いについては、現在のところ、所轄の税務署による個別判断にゆだねられているというふうに認識をしております、各税務署によって判断が異なるということで、問題があるという意見も聞くわけでございます。

これは、いわゆる京都メカニズムの利用においても、また、自主参加型の取引においても出てくる問題ということでございまして、私どもの方にもいろいろ問い合わせはあるんですけども、私どもとしては当然、税務署についての権限はございませんので、最終的には所轄の税務署に確認をしてほしいということを使うしかないのでございますけれども、その辺について、より明確化をしていただきたいということは、私どもとしても日ごろから強く考えているところでございます。

また、多少細かい話ですけども、排出枠を取引する際に指標となる標準契約書に添付する印紙の税率についても、現在の印紙税法には明確な規定がないということで、契約書を作成する費用には混乱が一部生じているという話も聞いてございます。したがって、先ほど申したような自主参加型のキャップ・アンド・トレードについての会計処理でありますとか、あるいは全般的な税務署についての統一的な基準が必要ではないかというような事業者からの要望というものが上がってきているということでございます。更に詳しいことは担当の方から補足させていただきたいと思っております。

もう一つの御質問でありますけれども、排出権の購入を促進するために税制上の優遇措置が必要ではないか、有効ではないかという御指摘がございましたけれども、これについては、冒頭申し上げましたように、温暖化対策ということで、全体で考えますと、やはり国内での排出削減というものがまず重要であるというのは、京都議定書においても基本的な原則でありますので、まずは自ら削減をする、省エネをするというようなことではありません。

そこで足りない部分について、こういう市場メカニズムを活用するということになりますので、現時点では、排出量取引というよりも、CDMによる、海外におけるクレジットの調達ということになりますので、それを促進するための優遇措置ということまでは必要ないのではないかと。むしろ、現状の会計処理、税務処理についての統一的な基準の作成がよりプライオリティーが高いのではないかとというふうに考えております。

補足するところがあったら。

○二宮室長補佐 補足でございますが、環境省の方から国税庁の方に、企業会計処理と税

務処理に伴うことについて、企業がCDMから得られたクレジットを日本国政府の保有口座に移転した場合の所得税からの控除ということは可能かどうかということで、一度、担当者レベルでお伺いしております。その場合、日本政府の保有口座に移転した時点で企業さんの民間保有口座から、直ちにそれは損金として扱って、課税所得から控除してもいいのではないかという、担当者レベルの、あくまで口頭でのコミュニケーションなんです、そういったレベルで御相談に上がった際にお答えをいただいているという、そういったこともかつてございます。担当者レベルではこういったことは要望として、どう処理したらいいんでしょうかということとはたびたびお問い合わせに上がっておりまして、そういう口頭ベースでの御返事というのはいただいているという次第でございます。

以上、補足でございます。

○本田主査 ありがとうございます。

○高橋室長 ちょっと説明が短くなってしまいましたが、御質問いただければと思います。

○本田主査 いいえ。今日、主にお伺いしたかったのは、2つ申し上げた質問のうちの1つ目でございます。私どもも個別に国税庁ですとか、企業会計。

○高橋室長 企業会計基準委員会。

○本田主査 委員会ではなくて、機構の方ですね。

○高橋室長 財団法人ですね。

○本田主査 財団法人の機構に、ヒアリングをさせていただいています。国税庁はいろいろと取り組んでいらっしゃいました。新しい商品なので、印紙税の課税を明確にすべきは確かに問題と認識されているようです。12月1日にも通達を出すかもしれないとのことでした。

一方、会計の方は、わかりにくいことが多いと考えております。現在の会計基準には、“当面の”がついておりますが、何がおきると変更になるのかが明らかではありません。それに関してはお認めになりまして、いろいろな利害がある中で、「キャップ・アンド・トレード」なる言葉も使わないでほしいという意見があり、非常に玉虫色の表現になってしまっているのだからわかりにくい、事実はこちらであるとの説明をうけました。この辺を明確にするのは意味があると考えております。

また、排出量・排出権に関しましては、基本的に無形固定資産の扱いですが、権利と考えれば、天候デリバティブとか、先物だという捉え方もできうるかもしれません。権利が失効するという性質もあるのに、なぜ無形固定資産としかつ減価償却しないのかは、その背景にある考え方を明らかにしていただくと、通常のビジネスマンにも理解しやすいと思われれます。これについては、会計に詳しい人はあれを見ればわかるはずである、ということでしたが、会計に詳しい方は、京都メカニズムに詳しいとは限らないので、きちんと理解できる方がすくないのではないかという議論をしました。

ただ、機構は非常に小さい組織かつ民間の団体であり、周知徹底までなかなか手が回らないということでした。民間の購入者や金融機関が、会計・税務の取り扱いを明確にすべ

きではないでしょうか。

現在、排出量取引に関する税務・会計関連の問い合わせが、御省にも税務署にも金融庁にもいっていると思います。この対応コストたるや官民合わせて結構なものでありますので、適時適切な企業開示、投資家保護という観点を含めて、どこかの省で音頭を取って、周知徹底をしていただけないものなのではないでしょうか。

環境省の方でかなり把握はされていらっしゃるということだったので、民間もわかるような形での周知徹底の、労をお取りいただくわけにはまいりませんかでしょうか。

○高橋室長 これまでも当然ある程度のことはやってきているわけでありまして、国別登録簿の運営についても、様々な情報をホームページ等を通じて提供するとか、説明会をやったりとか、自主参加型国内排出量取引制度についても、参加される方については、マニュアルをつくらせたりということもやっております。おっしゃられたことは大変重要なことだと思いますし、私どもも、環境省としてどこまでできるかというのは別途検討の余地がありますが、いろんな媒体を通じて、いろんな場を通じて、こういう問題についての情報を周知するということはできると思います。

○本田主査 例えば、損金算入の可否についても質問が集まるところがあった方がいいのではありませんか。会計の質問、税務の質問等々、どこかで集めていただけませんか。

○高橋室長 京都メカニズム自体も非常に複雑なルールなものですから、それについては私どもの方で「情報プラットフォーム」というのを、外部団体に委託はしていますけれども、国際ルールがどんどん変わったり、非常に複雑なルールがあるものですから、それについてはかなり手をかけて情報提供をしているんですけれども、会計とか税務まではちょっと難しいかもしれません。

○二宮室長補佐 環境省がどこまでやっていいかという点で困っています。いわゆる縦割みみたいな議論になってくるんですが、会計・税務という点は、私ども非常に関心があって、まさにおっしゃられたとおり、企業さんにも情報提供していかなければいけないという認識はあるのですが、どこまで我々が主体的に踏み込んでいっていいのかという、所掌上というか、そういった懸念があるわけがございます。

○本田主査 おっしゃっておられることは大変よくわかります。しかし、どこもリーダーシップをとらないという状態ではありませんか。

○二宮室長補佐 それはそうですね。

○本田主査 税は国税ということで明確ですから、対応に動き始めておられるんだと思います。一方、国税は会計がある程度決まらないとつめられないとも聞いています。しかし、会計は、民間団体の自主ルールみたいになっています。

○二宮室長補佐 民間団体といっても、ASBJさんは金融庁が所管されておられて、限りなく公に近い。

○本田主査 限りなく公に近いのですが、金融庁に聞くと、あれは民であるという答えが返ってきています。

○二宮室長補佐 我々もA S B Jさんの決められたルールというのは尊重しないといけないと思っているんです。それなりの認識を持ってA S B Jさんもお仕事をしておられますし。

○本田主査 本件に関しては、大変珍しいぐらい、いろいろなところから様々な質問がまいました。しかも、質問は、それが購入者であれ、金融機関であれ、割と類似質問だったのです。ですので、どこかでまとめるが、少なくともどこに聞くべきか、の取りまとめだけでも環境省に労をお取りいただくことができませんか。

○二宮室長補佐 それはどこに行けばその処理ができるのかということの明確化ですね。

○本田主査 印紙税は非常に顕著な例だと思います。税務署ごととはもとより、税務官ごとに答えが違う。徴収することに決定されたようですが、まだ通達は出ていないようです。

○二宮室長補佐 それは、通達が出れば、もうそれで統一されるわけですね。

○本田主査 そうですね。なので、こういう場合に、規制改革会議ではなく、環境省から国税庁に御確認いただいても、差し支えはないのではありませんか。

○二宮室長補佐 実は、先ほども御説明しましたように、何回か担当者にお伺いに行って、御意見は聞かせていただいたりはしていたんですが、ここから先、国税庁さんはこう動いてくださいというところまでは言いにくいものがございます。、国税庁には、こういった問題が上がっています、問い合わせがありますという情報は御提供してきたんですが、そこから先、踏み込むことをやっていたいのかどうかということに不安に思いました。

○本田主査 問題点を挙げて照会はしたわけですね、国税庁に。

○二宮室長補佐 照会はさせていただいています。ですから、全くばらばらというわけではなくて、一応、担当者レベルでは連絡を取ってはいるんです。

○本田主査 だとすると、御意見を言っていたかとともに、ここが担当だということを明確に御提示はいただけるのでしょうか。それも難しいんですか。

○二宮室長補佐 いえ、それは可能かもしれません。

○本田主査 そうすると、集中して同じ質問が、国税庁のある課長補佐にいくようになれば、民間のニーズが理解され、手をうたれるのではないのでしょうか。

ちなみに、損金算入問題もまだ解決しておりません。国に排出権を納めるのは寄附か否かという問題です。会計では損金と扱えるが、税務上の損金算入と認めるかどうかは国税庁になります。

○二宮室長補佐 会計で費用として認めなければ、国税の方が損金算入されるわけないですから、それはそうされるんでしょうけれども、確かにそういったこともグレーのものですね。

○本田主査 是非その取りまとめをしていただけないのでしょうか。新設部署でもあられませし。

○高橋室長 具体的にどこまでできるかというのは検討の余地がありますけれども、基本的にはそういうことについては、私どもとしても積極的に情報提供なりしていくというこ

とは大変重要だと思っていますし、今後、いよいよ本格化するわけですので、考えていきたいと思っています。

○本田主査 金融庁にもお願いしたのですが、排出権・排出量が金融商品ではないという定義になっていますので、なかなか難しいようです。是非御省に、御省がだめなら経済産業省にお願いにすべきかと思っています。

○高橋室長 経済産業省も多分、大変関心があると思うんで、いろいろ協力してやろうということになるのではないかなという気もします。私どもだけでやるということにもならないかもしれません。

○本田主査 いろいろ足並みをそろえてやっていらっしゃるとお伺いしておりますので、是非お願いできればと思います。

○二宮室長補佐 金融庁の方は、排出枠というものを金融商品としては認識していないというふうに明言しておられるわけですか。

○本田主査 金融商品ではないときいています。

○二宮室長補佐 法定上の金融商品ではないということですか。

○事務局 金証法。

○本田主査 金融商品ではないということです。銀行が媒介をできるのは、金融商品ではないんだけど、例外的な措置として銀行の媒介を認めるということになっている。

○二宮室長補佐 例えば別表扱いなどを受ける。

○本田主査 はい。

○高橋室長 将来、市場化できるような場合でも、そこは金融ではなくて。

○本田主査 大変申し訳ないですけども、私が金融庁の見解を述べるわけにはまいりません。

○本田主査 平成 16 年 11 月 30 日にできて、改正 18 年 7 月 14 日の企業会計基準委員会から出ております「排出量取引の会計処理に関する」資料の 2 枚目をめくっていただくと、上から 3 段落目ぐらいに「排出クレジットを保有する者は現金を受け取る契約上の権利がないことから、金融資産には該当しないものと考えられる」と、あります。

これに関しては、私はいろんな考え方がありますが、ここで我々はこれを論じてもしようがないので、これをギブン（所与のもの）として。

○二宮室長補佐 ギブンですね。

○本田主査 はい。やるしかないかなと思っています。事務局の方から何かありますか。

○事務局 大丈夫です。

○本田主査 では、御尽力いただくということで、よろしくお願いできればと思います。消費税・法人税優遇措置は、とりあえずは今のところは必要ないというお考えに関しては、了解しました。これは、どういう考えをお持ちかを確認させていただきたかっただけです。

今日はいいお返事をいただけましたので、よろしく申し上げます。

(以 上)